

(2) センターにおける収容頭数及び措置状況

①収容状況

単位：頭・匹

		抑留	引取		負傷 収容	保健所からの搬入		計	前年度から の継続飼養
			所有者	拾得者		紀北4保健所	紀南4保健所		
犬	成	2	0	0	1	77	36	116	19
	幼		0	0	0	32	7	39	1
	計	2	0	0	1	109	43	155	20
猫	成		0	1	6	68	34	109	3
	幼		0	39	4	270	241	554	9
	計		0	40	10	338	275	663	12
そ の 他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0

\*引取：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取）

\*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

\*保健所からの搬入：保健所に収容された犬猫のうち、返還されなかった犬猫をセンターへ搬入する。

\*紀北4保健所（橋本、岩出、海南、湯浅）

\*紀南4保健所（御坊、田辺、新宮、串本）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り 下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ 継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	3	7	0	21	11	51	93	42
	幼		0	0	30	0	7	37	3
	計	3	7	0	51	11	58	130	45
猫	成		1	0	37	35	38	111	1
	幼		0	0	147	173	243	563	0
	計		1	0	184	208	281	674	1
そ の 他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0

\*返還：「狂犬病予防法」に基づき保護した犬を飼い主に返還するもの、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき収容した犬ねこを飼い主に返還するもの